

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会(以下「協会」という。) 定款第25条第4項に基づき、理事の職務権限及び所掌業務を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条

理事は、法令、定款及び協会が定める規程等を順守し、誠実に職務を執行し、協力して定款に定める協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限等

(理事)

第3条

理事は理事会を組織し、法令又は定款の定めるところにより、協会の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事の職務権限等)

第4条

代表理事の職務権限は、別表1に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 代表理事の所掌業務は別表2のとおりとする。

(理事)

第5条

理事は業務執行理事として、代表理事を補佐し、協会の業務を分担し、執行する。

2 毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に

報告する。

(業務執行理事の職務権限等)

第6条

業務執行理事である理事の職務権限は、別表1のとおりとする。

2 業務執行理事である理事の所掌業務は別表2のとおりとする。

(代行順序の決定)

第7条

代表理事に事故あるとき又は欠けたときの代行順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章

補則

(本規程の改正)

第8条

この規程は理事会の議決によって改正することができる。

附則

この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会の設立登記の日から施行する。

本規程の一部を改正し、2024年7月15日より施行する。

別表 1

代表理事及び業務執行理事の職務権限

項目	代表理事	業務執行理事
法人運営の基本方針	重要方針の立案	一般方針の立案
事業計画	重要な施策に係る計画の策定	定例的な施策に係る計画の策定
会議	理事会、運営会議、加盟団体代表者会議の運営	理事会、運営会議、加盟団体代表者会議の運営の補助
予算、決算	編成の基本方針	予算の編成
人事	職員の任免及び懲戒	臨時職員の任免、職員の服務管理及び職員の配置
訴訟	訴訟の提起・応訴、和解	
経理	一般寄付の受け入れ 補助金・分担金の交付申請 1,000万円以上の契約	補助金、分担金、負担金の収入 支出の決定 1,000万円未満の契約

理事の職務権限については、理事会が別に定める規程により事務局職員に委任することができる。

別表 2

代表理事及び業務執行理事の所掌業務

役職	所掌業務
代表理事	<ul style="list-style-type: none"> ・協会を代表し、会務を総理する。 ・協会の目的とする活動を円滑に行わせるため対外的な折衝業務にあたる。 ・理事会を招集する。 ・スポーツ組織の基盤整備を行うこと。 ・運営会議において重要事項の検討を行うこと。
業務執行理事	<ul style="list-style-type: none"> ・協会の実務を掌握し執行する。 ・具体的には、理事会の開催案内、理事会の議決事項の周知徹底、その他理事会が円滑に運営されるための連絡業務を行う。 ・大会開催に関わる業務の実施状況（要項発送、参加者の把握、資格審査、参加状況の把握及び金銭管理）を監督する。 ・各種表彰、研修の実施に関すること。 ・選手権大会に関する事項。 ・競技力の向上に関すること。 ・協会の機関誌などを発行する。 ・その他